**平成２７年（再イ）第６０号**
兵庫県姫路市書写2528番地７
再生債務者　垣内　　勉
１　決議に付する再生計画案　平成28年３月22日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月14日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月21日まで
平成28年３月24日　神戸地方裁判所姫路支部
**平成２７年（再イ）第３５号**
兵庫県川辺郡猪名川町広根字大谷１番地の８
再生債務者　耕福堂こと　田中　　元
１　決議に付する再生計画案　平成28年３月22日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月15日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月15日まで
平成28年３月25日　神戸地方裁判所伊丹支部
**平成２７年（再イ）第７５号**
兵庫県加古川市平岡町土山421番地の259
再生債務者　市本　敦也
１　決議に付する再生計画案　平成28年３月18日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月15日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月22日まで
平成28年３月25日　神戸地方裁判所姫路支部
**平成２７年（再イ）第４８号**
岡山県赤磐市桜が丘東４丁目４番地136
再生債務者　江口　　恵
１　決議に付する再生計画案　平成28年２月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月15日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月15日まで
平成28年３月25日
岡山地方裁判所第３民事部
**平成２７年（再イ）第６号**
鹿児島県出水市昭和町13番25号　ハイツ杉田302号
再生債務者　南條　友治
１　決議に付する再生計画案　平成28年３月３日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月20日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月20日まで
平成28年３月23日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２８年（再ロ）第１号**
山形県米沢市東大通２丁目１番17―５号　サンレジデンス203号室
再生債務者　寒河江定良
１　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年４月15日まで
４　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２７年（再ロ）第６号**
千葉県松戸市八ケ崎１丁目51番地の43
再生債務者　安部　秀隆（旧姓姉歯）
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月４日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年４月21日まで
平成28年３月24日
千葉地方裁判所松戸支部民事部
**平成２７年（再ロ）第４６号**
大阪市中央区馬場町１番８―2206号
再生債務者　松谷　由紀
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月23日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年４月21日まで
平成28年３月24日
大阪地方裁判所第６民事部
**平成２７年（再ロ）第２号**
兵庫県明石市魚住町中尾242番地の２
再生債務者　清水　英樹
１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年４月25日まで
平成28年３月24日
神戸地方裁判所明石支部再生係

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２７年（再ロ）第１００１０号**
東京都日野市日野台４丁目３番地の６
再生債務者　秋山　政利
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年３月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月24日
東京地方裁判所立川支部民事第４部
**平成２７年（再ロ）第８号**
静岡県浜松市中区城北２丁目５番22号　パストラルヒル102号室
再生債務者　中曽根　敬
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年３月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月24日
静岡地方裁判所浜松支部再生係
**平成２７年（再ロ）第１５号**
仙台市青葉区中山台３丁目７番地の12
再生債務者　神山　真典
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月24日
仙台地方裁判所第４民事部
**平成２７年（再ロ）第１０００６号**
長崎県長崎市昭和３丁目393番地
再生債務者　田平　孝弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年３月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月24日
長崎地方裁判所民事部個人再生係
**平成２７年（再ロ）第１号**
香川県高松市成合町27番地１　スカイコート38Ｂ202
再生債務者　岸　　良則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月25日　　松山地方裁判所民事部

# 会社その他の公告

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全部の事業に関する権利義務のうち吸収分割契約書に定めるものを承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年四月四日
長崎県平戸市岩の上町一一二三番地一
（甲）株式会社彩陽
代表取締役　藤澤　美好
長崎県平戸市岩の上町一一二三番地一
（乙）カネワ産業有限会社
代表取締役　脇川　正彦

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億九千八百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十八年五月九日であり、株主総会の決議は、平成二十八年三月二十八日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月二十九日
掲載頁　一八一頁（号外第七十号）
平成二十八年四月四日
東京都港区赤坂五丁目三番一号
帝石エル・オアール石油株式会社
代表取締役社長　宮本　修平